

最高裁秘書第1325号

令和2年6月23日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和2年3月24日付け（同月26日受付，第014804号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年11月21日付け府公第224号内閣総理大臣通知「歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画について」（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

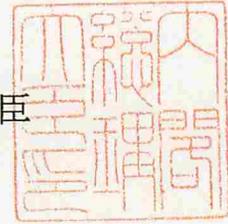


府 公 第 224 号

平成 29 年 11 月 21 日

最高裁判所長官 殿

内閣総理大臣



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画につ
いて（通知）

標記について、別紙のとおり決定したので通知します。



(別紙)

歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）移管計画

平成29年11月21日

内閣総理大臣決定

歴史資料として重要な公文書等として、平成30年度から平成34年度までに、裁判所から内閣総理大臣に移管する裁判文書は、下記のとおりとする。

記

1 年度別の移管対象裁判所

別表のとおり

2 移管する裁判文書

「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成21年8月5日内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ）の実施について」（平成25年6月14日内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局秘書課長・同総務局長申合せ。以下「官房長・秘書課長・総務局長申合せ」という。）1(2)に定める裁判文書のうち、次のいずれかに該当する裁判文書であって、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(3)に該当しないもの

- (1) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)アに掲げる民事事件の判決の原本及びその附属書類の編冊であって、保存終了の日（編冊中の事件書類の保存期間満了の日のうち最後の日をいう。）が平成29年12月31日以前のもの
- (2) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)イに掲げる事件記録及び事件書類であって、保存の始期が昭和42年12月31日以前のもの
- (3) 官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(2)ウに掲げる帳簿及び諸票のうち、官房長・秘書課長・総務局長申合せ1(1)アに定める民事事件の事件簿（これと同種のものを含む。）であって、保存終了の日が平成29年12月31日以前のもの

(別表)

年 度	移管対象裁判所（保存裁判所）
平成30年度	最高裁判所 名古屋高等裁判所並びに名古屋高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成31年度	広島高等裁判所並びに広島高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 仙台高等裁判所並びに仙台高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成32年度	福岡高等裁判所並びに福岡高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 札幌高等裁判所並びに札幌高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成33年度	大阪高等裁判所並びに大阪高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所 高松高等裁判所並びに高松高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所
平成34年度	東京高等裁判所並びに東京高等裁判所管内の地方裁判所及び簡易裁判所